

富里市都市公園内自動販売機設置事業者募集要領

1. 目的

この要領は、都市公園の利用者が利用する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置予定事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領を熟読し、内容を承知の上、お申込みください。

2. 募集物件

設置場所等の詳細は、別添の募集物件一覧表及び自販機設置予定箇所図（以下「箇所図」という。）を参照してください。

※商品補充等の日常管理に支障がないか、応募前に必ず現地の確認をお願いします。また、箇所図と現地に違いがある場合は、現地を優先させていただきます。

3. 入札参加資格要件

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することはできないものとします。

- ・富里市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外又は法令等に基づく営業停止を入札公告の日から開札日までの間受けている者。
- ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- ・当該入札（開札）日前6か月以内に不渡手形、不渡小切手を出した者。
- ・会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。
- ・民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生計画決定がされていない者。
- ・国税、県税及び市税を滞納している者。

4. 設置条件等

（1）設置許可

都市公園法第5条、富里市都市公園条例第8条に基づき、公園管理者以外の者が設ける施設として、設置を許可します。公園施設設置許可申請書に必要な書類を添えて、申請手続きを行っていただきます。

また、設置に当たっては、転倒防止など安全に十分配慮し、設置後も定期的に安全面に問題がないか確認してください。

設置許可に伴う公園使用料は、設置面積1㎡につき、1年当たり1,200円を

乗じた金額となります。(令和8年5月29日現在)

(2) 設置許可期間

設置許可期間は、令和8年8月1日から令和13年7月31日までの5年間です。
なお、設置及び撤去に要する期間を含みます。

また、自動更新はしないものとします。

(3) 売上手数料

入札参加資格要件を満たした応募者の方から、売上手数料率に関する入札を行い、最も高い売上手数料率を入札した者に自販機の設置を許可します。

なお、最低入札売上手数料率は10%とします。

売上手数料は、毎月の売り上げの合計額(税込)に、落札した売上手数料率を乗じた金額となります。

売上手数料の納入については、各月ごとの売上数、売上実績額(税込)を当該月の翌月10日までに報告いただき、当該月の翌月末までに市が作成する納入通知書により納入してください。

(4) 必要経費等

自販機の設置、撤去等及び維持管理に必要とする経費は、設置事業者の負担とします。この必要経費には、電気の使用に係る照明用特定計量器(子メーター)の設置管理に関する費用も含まれます。

電気料は、別途発行する納入通知書により指定期日までに富里市に対して支払うものとします。

使用した電気料は、自販機が設置される公園全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの使用量の割合を乗じた額となります。

なお、電気料の請求は市が子メーターを確認の上、1か月ごとに行います。

(5) 設置する自販機

- ・ 本体規格については、必ず現地確認の上、設置できる許容面積内で、できるだけユニバーサルデザインに配慮すること
- ・ 省エネルギー(ヒートポンプ、ゾーンクリーニング、照明の自動点灯・減光、学習省エネ、真空断熱材使用、ピークカット等)に考慮すること
- ・ フロン及び代替フロン等を使用しない等、環境対策に考慮すること
- ・ 災害や停電時等に使用できる機能を搭載したものであること
- ・ 自販機の故障に伴う問い合わせ、苦情等については設置事業者の責任において対応するものとし、連絡先を自販機のわかりやすい場所に明記すること

(6) 制限

- ・ 自販機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない
- ・ 販売価格は、メーカー希望小売価格を超えない価格とすること

- ・販売品目の形態は、缶、ペットボトル、紙パック、瓶などの容器に入ったものとし、酒類及びその他類似品の販売は行わないこと

(7) 維持管理

都市公園法第5条、富里市都市公園条例第8条に基づき、公園管理者以外の者が管理する施設として、管理を許可します。公園施設管理許可申請書に必要な書類を添えて、申請手続きを行ってください。

また、管理に当たっては下記事項を遵守してください。

- ・自販機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに在庫・補充管理を適切に行うこと
- ・自販機1台に対し最低1個の空き容器分別回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルをすること
- ・設置事業者は、自販機及び空き容器分別回収ボックスの周辺に投棄された使用済み容器やその他の目立つごみを回収し、周辺の清掃を行うこと
- ・衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図ること

(8) 原状回復

設置事業者は、設置期間が満了したときは速やかに原状回復をすること。

5. 募集から自販機設置までの手続き

(1) 募集要領の配布

① 配布期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月12日（金）まで

② 配布方法

市のホームページからダウンロードまたは、都市計画課窓口にて配布します。

※配布の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 質問の受付

① 提出期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月5日（金）午後4時まで（必着）

② 提出方法

事前に電話連絡の上、質問書（様式5）をファクシミリで提出してください。

③ 回答期限

令和8年6月9日（火）までに、市のホームページに掲載します。

(3) 事前審査申請書の受付

① 提出期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月12日（金）午後5時まで（必着）

② 提出先

富里市役所分庁舎 1 階 都市建設部都市計画課

③提出方法

持参、簡易書留郵便及び一般書留郵便

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

④提出書類

(1)事前審査申請書（様式 1）

(2)印鑑登録証明書

(3)会社概要（会社のパンフレット等、形式は問いません）

(4)実績報告書（様式 2）

(5)個人の場合：住民票

法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(6)市税の納税証明書（本市に納税義務がある場合）

(7)国税の納税証明書

個人の場合：直近年度の納税証明書

法人の場合：直近年度の納税証明書

(8)誓約書（様式 3）

(9)委任状（様式 4）

支店等へ権限を委任する場合添付

(10)取扱商品一覧表

(11)設置する自動販売機のカタログ

（コピー可、寸法・電力消費量等の機能が確認できるもの）

(12)「食品営業許可書」及び「食品衛生責任者報告書」の写し

（牛乳を取り扱う場合のみ添付）

※証明書類として提出いただく書類は、いずれも発行後 3 か月以内のもの（複写したものは不可）とします。

※提出書類に不備がある場合は、受付できませんのであらかじめ余裕をもって早めに提出してください。

(4) 事前審査

提出書類の審査を行い、令和 8 年 6 月 1 9 日（金）までに入札参加資格審査結果通知書を参加希望者に発送します。

(5) 入札

①提出期間

令和 8 年 6 月 2 2 日（月）から令和 8 年 6 月 2 6 日（金）午後 5 時まで（必着）

②提出先

富里市役所分庁舎 1 階 都市建設部都市計画課

③提出方法

持参、簡易書留郵便及び一般書留郵便

④提出書類

入札参加資格を得た者は、入札書（様式6）を提出してください。また、入札書（様式6）は封筒に厳封してください。

入札売上手数料率は小数点以下第1位までを記載してください。

※提出書類に不備等があった場合は、入札に参加することができなくなりますので、十分確認の上、不備等のないようにお願いします。

⑤入札の無効

次に掲げる入札書は無効とします。

- ・入札参加資格のないものが行った入札
- ・同一人が提出した2通以上の入札書全部
- ・不正行為による入札書
- ・入札売上手数料率その他記載事項が明らかでない入札書
- ・入札売上手数料率を訂正し又は記名押印を欠いた入札書
- ・誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- ・最低入札売上手数料率を下回る手数料率での入札書

（6）開札

①日時

令和8年7月2日（木）午後2時30分から

②場所

富里市役所分庁舎2階 大会議室

③落札者の決定

有効な入札書を提出した者のうち、最も高い売上手数料率を提示した者を落札者とします。売上手数料率が同一となった場合は、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。

④落札者の決定取り消し

落札者が下記のいずれかに該当する場合、落札者としての資格を取り消します。

- ア 正当な理由なくして所定の期日までに契約を締結しない場合
- イ 落札後に、落札者の提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- ウ 設置事業者として相応しくないと市が判断した場合

⑤入札結果の公表

入札結果につきましては、その内容（設置場所、落札売上手数料率、落札者）を公表します。

（7）契約

設置事業者は、落札決定の日から5日以内に市と契約を締結するものとします。
また、契約保証金は免除とします。

(8) 設置・管理許可申請

設置事業者は、契約締結後、速やかに公園施設設置許可申請書（富里市都市公園条例施行規則 様式第9号）及び公園施設管理許可申請書（富里市都市公園条例施行規則 様式第10号）に必要な書類を添えて、都市計画課へ提出してください。

(9) 自販機の設置

設置事業者は、令和8年8月1日（土）から令和8年8月31日（月）までに自販機を設置してください。

公園使用料は、令和8年8月1日（土）から発生します。

6. 応募に関する問い合わせ先

富里市役所都市建設部都市計画課都市整備班

〒286-0292

富里市七栄 652-1

TEL 0476-93-5347（内線 344）

FAX 0476-93-5153.